

奈良県告示第二百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十年十一月二十日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ふじわら整形外科	大和郡山市矢田町六五五四―一 ヨークビル一階	平成二十八年十二月十七日
岩崎歯科医院	生駒市谷田町八七〇 中谷ビル	平成三十年八月八日
なごみデンタルクリニック	大和郡山市高田町一四一―六 シテイパレス吉川一〇六	平成三十年八月三十一日
コスモファーマ薬局常盤町店	橿原市常盤町四四〇番地の一六	平成三十年九月十五日